

令和元年 8 月 21 日
筑西市契約検査課

筑西市建設工事等に係る最低制限価格の設定に関する
基準等を定める要綱の一部改正について（お知らせ）

筑西市では、ダンピング受注の排除を目的として、本市発注の建設工事等に係る競争入札を対象に最低制限価格を設定していますが、この度、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用協議会モデル等の改定に伴い、本市における当該価格の算定方式等を一部改正しましたので、お知らせいたします。

なお、施行日は令和元年 10 月 1 日とし、同日以後に入札公告又は指名通知を行う競争入札から適用いたします。

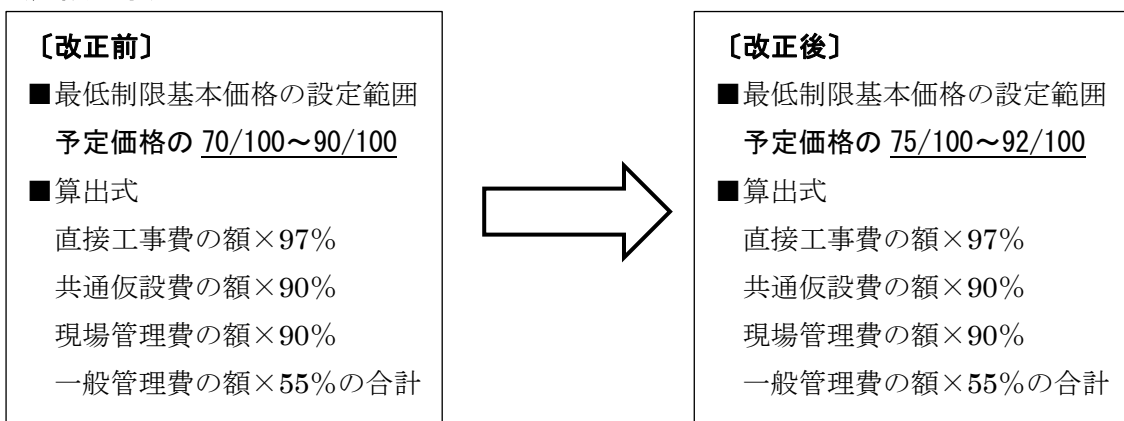
【最低制限価格を設ける対象】

- ① 競争入札による設計金額が 1,000 万円以上の建設工事
- ② 競争入札による設計金額が 500 万円以上の建設コンサルタント業務
(※ 建設コンサルタント業務とは、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務のこと。)

【最低制限基本価格の算出方法】

- ① 建設工事について、次のとおり一部改正を行いました。

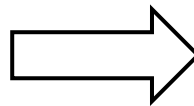
(建設工事)



② 建設コンサルタント業務のうち測量業務及び地質調査業務について、次のとおり一部改正を行いました。

(測量業務)

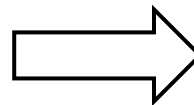
〔改正前〕
■最低制限基本価格の設定範囲
予定価格の 60/100～80/100
■算出式
直接測量費の額×100%
測量調査費の額×100%
諸経費の額×48% の合計



〔改正後〕
■最低制限基本価格の設定範囲
予定価格の 60/100～82/100
■算出式
直接測量費の額×100%
測量調査費の額×100%
諸経費の額×48% の合計

(地質調査業務)

〔改正前〕
■最低制限基本価格の設定範囲
予定価格の 2/3～85/100
■算出式
直接測量費の額×100%
間接調査費の額×90%
解析等調査業務費×80%
諸経費の額×45% の合計



〔改正後〕
■最低制限基本価格の設定範囲
予定価格の 2/3～85/100
■算出式
直接測量費の額×100%
間接調査費の額×90%
解析等調査業務費×80%
諸経費の額×48% の合計

※ 最低制限価格は、これまでどおり最低制限基本価格に無作為係数（開札直前に入札立会人のくじ引きによって決定するもの。）を乗じて得た額とします。

最低制限価格＝最低制限基本価格×無作為係数（0.9950～1.0049）